

指導要録の移管の考え方について

令和6年度第2回委員会（令和7年2月4日開催）において、「学校から指導要録の文書を引き受けるに当たっての考え方や基準を整理すること」とのご意見を頂き、市教育委員会との間で調整をしました。

市教育委員会に見解を求めたところ、「保存期間を満了した指導要録（学校教育法施行規則により、指導等に関する記録が5年、学籍に関する記録が20年）を引き続き学校で保管するか、廃棄するかは、各学校長の判断によっているのが実情であり、教育委員会としても、これは各学校長の判断によるべき」とのことでした。

市総務課としては、「特定歴史公文書の制度を通じ、様々な分野の文書を収集し、保存することで、当時の酒田でどういうことがあり、どういう考えがあったのかを後世に伝えていきたい」との考え方を基本としています。こうした趣旨をご理解頂き、「指導要録を移管してもよい」との了解を得られた学校から収集することとしたい考え方です。

なお、学術的研究などを目的とする利用請求がある場合であっても、指導要録に記載されている個人情報、個人情報保護法と同様の考え方により保護され、それが外部に提供されるということはありません。

このほか、例えば、「卒業生から学校に、当時の在籍確認が求められ、証明する必要がある場合」は、もと保管していた学校が文化資料館光丘文庫で閲覧し、又は持出しをして、事務に用いることができる制度があります（移管元実施機関利用請求。酒田市公文書等の管理に関する条例第24条）